

秋の火災予防運動

火災の発生しやすい季節を迎え、10月15日(土)から10月31日(月)まで、秋の火災予防運動を実施します。

この運動は、火災予防の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、悲惨な死傷事故や大切な財産の損失を防ぐことを目的としています。皆さんのご協力をお願いします。

期間中の主な行事

- 消防車による町内巡回広報
- ※新型コロナウイルス感染者発生状況により一部中止となる場合があります。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- ・寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ／予防課予防係 TEL75-2200

消火器や火災警報器等の不正取引にご注意

毎年全国各地で消火器や火災警報器などの不正取引情報が多数寄せられています。

事例として 「一般住宅に消火器の設置が義務付けられたから販売に来た」「消火器を取り替える時期ではないですか」「お宅の消火器が点検の年だ」などと持ちかける例が報告されています。

「住宅用火災警報器の設置が義務付けられた」と家に上がりこみ、必要以上に住宅用火災警報器を取り付けて高額請求する事例も報告されています。

■消火器、火災警報器などの不正取引を防ぐポイント

- ・一般家庭において消火器の設置義務はありません。
- ・消防本部や消防署では消火器などのあっせんは一切行なっていません。
- ・住宅用火災警報器は平成23年6月1日から設置義務化されましたが、NSマーク、検定マークの付いているものが設置する機器の目安です。
- ・設置義務のある場所は「寝室」です。これに加えて「2階に寝室がある場合は、階段の上端」と定められています。
- ・台所、居間などには設置義務はなく任意設置となります。

■少しでも不審に思った場合は

- ・身分証明書などの提示を求める。
- ・はっきりと購入や点検を拒否する。
- ・料金をその場で支払ったりせず、契約書に印鑑を押さない。
- ・その場で、消防署に問い合わせる。

■もし契約書にサインしてしまったら

- ・警察に相談しクーリングオフ制度などを利用する。
- ・不適正な点検や高額請求する点検業者が、居直ったり脅迫的な言動に出たときは、近くの警察署、消防署に通報してください。

問合せ／予防課予防係 TEL75-2200



AEDの貸し出しについて

別海消防署では町内のイベント、スポーツ行事にAEDの貸し出しをしています。使用者などの条件がありますので詳しくは別海消防署までお問い合わせください。(救急係 TEL75-0366)

別海消防団新入団員募集

別海消防団では消防団員を募集しています。消防団員は、本業を持ちながら「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安心と安全を守るために活躍しています。団員の年齢層は幅広く公務員、会社員、自営業者、酪農家、漁業者などさまざまな方が参加し活動しています。

【消防団員とは】

消防団員は非常勤特別職の地方公務員であり、訓練や出動に応じて報酬（出勤報酬）が支給されます。

火災や風水害などの災害時に駆け付け消防署員とともに各種消防活動に従事します。

【入団要件】

- ・居住地または勤務地が別海町内であること
- ・18歳以上であること

【充実した優遇制度】

万が一負傷した場合の共済金や長年勤続し、退団した際の退職報償金など手厚い補償があります。また、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や公務中での濃厚接触者（外出制限などあり）となった場合は福祉共済の「入院見舞金」の対象となります。

問合せ／管理課消防団係 TEL75-0230



町民課から

行政相談制度をご存じですか？

10月17日(月)から23日(日)は、行政相談週間です。

行政相談とは、総務大臣から委嘱された「行政相談委員」などが、住民の皆さんからの行政に対する苦情や意見、要望などの相談に応じる制度です。

「道路がでこぼこになっているので補修してほしい」「通学路脇の沢に柵がなく、子どもが落下する危険がある」「役場に相談したいが、どこの窓口に行けば良いのか分からない」など、さまざまな相談を受け付けています。

教育や子育て、社会福祉に関する困っていること、ご意見ご要望などがありましたら、気軽に行政相談委員や行政相談センターへご連絡ください。

問合せ／町民生活担当（内線1211）

本町の行政相談委員

及川 實さん TEL 77-3051

小西美紀子さん TEL 75-3132

釧路行政監視行政相談センター

「行政苦情110番」

全国共通 TEL0570-090-110

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

11月のくみ取り地区は、別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹、野付半島です。

くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日まで**に、申し込みください。

し尿のくみ取りはあらかじめ計画を立てて実施しているため、災害時などを除き、急な申し込みはすぐに対応できない場合があります。し尿処理の業務に影響が生じますので、必ず期限までの申し込みをお願いします。

また、手数料徴収方法の変更に伴い、6月以降、最初の申込の際には、納入通知書の発送先などを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、未使用のし尿処理証紙の還付については、町ホームページをご覧ください。

【くみ取り申込先】

役場町民課窓口 TEL75-2111
(内線1212・1213)

西春別支所 TEL77-2131

尾岱沼支所 TEL0153-86-2166

上春別連絡事務所 TEL75-6011

上風連連絡事務所 TEL75-7326

【定期くみ取りの申し込みができます】

2カ月に1回、半年に1回など、定期的なくみ取りを申し込むことができますので、上記のくみ取り申込先にお問い合わせください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

